

(裏面へ続く)

【2】保護者等の収入の状況について（該当する□にチェック（☑）を付けてください。）

(1)	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護（生業扶助）の受給を証明する書類を提出します。
(2)	☐	←（該当する提出書類の□にチェック（☑）を付けてください。）
	☐	非課税世帯であり、親権者（両親）2名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。
	☐	非課税世帯であり、親権者1名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
	☐	・離婚・死別等により親権者が1名の場合 ・家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等
	☐	未成年後見人（ ） （未成年後見人が複数選任されている場合） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する事項を記載している場合は、未成年後見人を除く。
	☒	非課税世帯であり、主たる生計維持者（2）名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
	☐	非課税世帯であり、 ・親権者、未成年後見人、成人に達している場合 ・主たる生計維持者が存在しない場合 ・生業扶助を受けていない場合、必ず署名又は記名・押印してください。

※専攻科の生徒の場合、「非課税世帯」を認める世帯、当該合算額が105,500円以上264,500円未満の場合、当該合算額が105,500円未満である場合と読み替えてください。

(3) ※(2)の場合は必ず署名又は記名・押印してください。（生業扶助世帯は記載不要）

私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。	申請者（保護者等）氏名	千葉 花子	千葉印
--	-------------	-------	-----

【3】保護者等の情報について

個人番号カードの写し等又は証明書を添付する者の氏名、生年月日及び住所等の続柄を記載してください。
個人番号カードの写し等を提出する場合は、令和6年1月1日時点の住所（市区町村まで）及び令和7年4月1日時点の住所（市区町村以降も含む）を記入してください。
（申請書表面に記載した住所と同じ場合は、記載省略欄の□にチェック（☑）を付けてください）

(ふりがな)	ちば はなこ	(ふりがな)	ちば しろう
氏名	千葉 花子	氏名	千葉 四郎
高校生等との続柄	父・母 (その他)	高校生等との続柄	父・母 (その他)
生年月日	19△△年○月□日	生年月日	19▲▲年●月■日
☐	申請書表面に記載した住所と同一住所のため記載省略	☐	表面の住所と1月1日、7月1日の住所がどちらかでも異なる場合は、お手数ですが、どちらも記入をお願いします。
令和6年1月1日時点の住所	千葉県 千葉市 中央区市場町1-1-1	令和6年1月1日時点の住所	千葉県 千葉市 中央区市場町1-1-1
令和7年4月1日時点の住所	千葉県 千葉市 中央区市場町1-1-1	令和7年4月1日時点の住所	千葉県 千葉市 中央区市場町1-1-1

【4】※必ず署名又は記名・押印してください。

この申請書及び添付書類の内容について、県が市町村等の関係機関に対し照会を行うこと及び個人番号により地方税関係情報を取得することに異存ありません。

（署名又は記名・押印すること）申請者（保護者）氏名 千葉 花子 千葉印

【添付書類】今回添付した書類の□にチェック（☑）を入れること

給付金受領口座届出書	☐
生活保護（生業扶助）受給世帯であることを証する書類	☐
個人番号カードの写し等	☐
道府県民税所得割及び市町村民税所得割を確認できる書類	☐
申請者（保護者等）の住民票	☐
生計維持者全員の扶養親族が確認できる書類	☐
個人対象要件証明書	☐

必ず、署名又は記名・押印してください。